

平成 1 8 年 第 8 回  
箕面市教育委員会定例会会議録

箕面市教育委員会

平成18年第8回  
箕面市教育委員会定例会会議録

1. 日 時 平成18年8月8日(火) 午前10時30分

1. 場 所 箕面市役所本館 3階 委員会室

1. 出席委員 委 員 長 小 川 修 一 君  
委員 長 職 務 代 理 者 白 石 裕 君  
委 員 坂 口 一 美 君  
委 員 ( 教 育 長 ) 仲 野 公 君

1. 付議案件説明者

教 育 推 進 部 長 森 田 雅 彦 君  
子 ど も 部 長 奥 山 勉 君  
生 涯 学 習 部 長 上 西 彰 君  
教育推進部理事兼総務次長  
兼次長(教育政策・学校管理担当) 栗 本 忠 夫 君  
教 育 推 進 部 次 長  
( 学 校 教 育 ・ 人 権 教 育 担 当 ) 前 田 健 君  
子ども部総務次長兼次長  
兼専任参事(早期療育担当) 中 村 信 隆 君  
生涯学習部総務次長兼次長 塩 山 俊 明 君  
教 育 政 策 課 長 中 野 仁 司 君  
学 校 管 理 課 長 稲 野 公 一 君  
学 校 教 育 課 長 若 狭 周 二 君  
教育推進部専任参事  
( 教 職 員 担 当 ) 森 井 國 央 君  
人 権 教 育 課 長 笹 川 実 千 代 君  
教 育 セ ン タ ー 所 長 福 永 茂 君  
子 ど も 政 策 課 長 千 葉 亜 紀 子 君  
子 ど も 支 援 課 長 南 悦 司 君  
幼 児 育 成 課 長 向 井 裕 彦 君  
子ども部専任参事  
( 幼 稚 園 担 当 ) 庄 司 豊 君  
生 涯 学 習 課 長 中 澤 博 君  
生涯学習部専任参事  
( 文 化 財 担 当 ) 坂 上 潔 司 君  
生涯学習部専任参事  
(中央生涯学習センター・西南公民館担当) 津 田 善 寿 君  
生涯学習部専任参事  
( 東 生 涯 学 習 セ ン タ ー 担 当 ) 加 藤 真 知 子 君  
ス ポ ー ツ 振 興 課 長 吉 田 卓 司 君  
ス ポ ー ツ 振 興 課 参 事 前 田 功 君

1. 出席事務局職員

教 育 政 策 課 長 補 佐 小 山 登 志 子 君  
教 育 政 策 課 森 貴 美 君

## 1. 議事日程

- 日程第 1 会議録署名委員の指定
- 日程第 2 箕面市学童保育に関する条例改正要請の件
- 日程第 3 箕面市学童保育に関する条例施行規則改正の件
- 日程第 4 箕面市重度障害児看護師補助金交付要綱廃止の件
- 日程第 5 箕面市教育委員会事務局職員の分限休職処分の件
- 日程第 6 教育財産移管の件
- 日程第 7 (仮称)水と緑の健康都市小中一貫校整備等事業特定事業契約締結要請の件
- 日程第 8 平成18年第7回箕面市教育委員会定例会会議録の承認を求める件
- 日程第 9 教育長報告

(午前10時30分開会)

委員長(小川修一君) : ただ今から、平成18年第8回箕面市教育委員会定例会を開催します。議事に先立ちまして、事務局に「諸般の報告」を求めます。

(事務局報告)

委員長(小川修一君) : ただ今の報告のとおり、本日の出席委員は4名で、本委員会は成立しました。

委員長(小川修一君) : それでは、日程第1、「会議録署名委員の指定」を行います。本日の会議録署名委員は、箕面市教育委員会会議規則第4条第2項の規定に基づき、委員長において白石委員を指定します。

委員長(小川修一君) : 次に日程第2、議案第41号「箕面市学童保育に関する条例改正要請の件」を議題とします。議案の朗読を省略し、提案理由を子ども部子ども支援課長に求めます。

子ども支援課長(南悦司君) : 本件は、障害者自立支援法の制定によります児童福祉法の改正に伴い、引用条項を整理する必要性が生じたため、本条例を改正しようとするものです。

委員長(小川修一君) : この件に関して、何か質問、意見はありませんか。

委員長(小川修一君) : ないようですので、議案第41号を採決します。本件を原案どおり可決することに異議はありませんか。

( " 異議なし " の声あり )

委員長(小川修一君) : 異議なしと認めます。よって、本件は原案どおり可決されました。

委員長(小川修一君) : 次に、日程第3、議案第42号「箕面市学童保育に関する条例施行規則改正の件」を議題とします。議案の朗読を省略し、提案理由を子ども部子ども支援課長に求めます。

子ども支援課長(南悦司君) : 本件は、萱野東小学童保育室の定員を変更するため、本規則を一部改正しようとするものであります。

委員長(小川修一君) : この件に関して、何か質問、意見はありませんか。

教育長(仲野公君) : 萱野東小の学童保育室の定員を増やすということですが、現状はどのような状況ですか。

子ども支援課長(南悦司君) : 萱野東小の学童保育室は、年々児童数が開発等によって増えています。平成17年度に待機児童を出さないという意味で学校と協議のうえ、仮の1教室を増やして整備していました。現在、40名の定員に対して、75名の在籍があります。その教室を利用しながら、待機児童を出さずに運用してきましたが、今回、府の補助金等を活用して、2教室分を連続で改修して定員に達する様に工事して整備するものです。

教育長(仲野公君) : 今回の措置で萱野東小は解決するのですが、他の学童保育でそのような問題があるのでしょうか。

子ども支援課長(南悦司君) : 今年度当初においては、待機児童ゼロでスタートしています。しかし、萱野小学童において、定員を超えている状況がありまして、それについては、今の教室と萱野小学校と協議のうえ、廊下部分とで運用させてもらっていますが、今後、考える必要があると思っています。現在は、全学童ともに待機児童ゼロで行っている状況です。

委員長(小川修一君) : 他にもあるが、考慮のうえ、今回こういう措置を執ったということですね。萱野小学童だけですか。

子ども支援課長(南悦司君) : もう一つ、定員の面ではなく、施設の面でいいますと、西南小学童が2階建てのプレハブで運営しているのですが、安全面とか老朽化も含めて、施設の整備面で西南小学童も検討していく必要があると考えています。

委員長(小川修一君) : つまり、こういった状況の他の学童保育室も含めたうえで、今回この件を措置するということですね。

子ども支援課長(南悦司君) : はい。

委員(白石裕君) : 学童保育というのは、どういう保護者の方が希

望されていますか。最初の届け出があるのでわかると思うのですが。それと、その保護者が、学童保育に対して、こういうことをしてほしいという要望があると思うのですが、市として、どのような対応、回答をしていますか。また、学童保育をされている人たち、実際に児童を面倒見てくださっている人はどういう人なのか、その3点をお聞きしたいのですが。

子ども支援課長（南悦司君）： 1点目の学童保育の趣旨ですが、共働きをされている家庭で放課後保護者が家庭にいない児童の生活指導を行うため実施させていただいています。学童保育は、1年生から3年生までと、障害児については、6年生までを対応としています。ニーズは年々高まっていきまして、女性の社会進出も含めて、子育て支援の意味も含めて運営させていただいています。2点目の要望ということですが、学童保育は、放課後から午後5時まで実施していますが、今の社会状況も含めて、時間延長の希望ですとか、4年生までの拡大はどうかというような、ご要望がございます。例年、学童保育の保護者会と定期的な会合を持ちながら、一定の回答をさせていただき進めています。先ほどからの施設の関係からいいますと、ここ何年かで小学児童も西小学児童も、府の補助を活用しながら、施設面の整備を行っています。運用については、社会福祉協議会に委託をしながら実施しています。3点目の指導員ですが、社会福祉協議会に委託しております。教諭資格、保育士資格、幼稚園教諭資格等を持った指導員が、いろんな安全も含めて対処しています。もう一つ付け加えますと、全児童対象で自由な遊び場開放事業を実施しておりますが、異年令の交流も含めてですが、これも一体的な運用ということで、社会福祉協議会に委託をして実施しています。

委員（白石裕君）： 子どもの問題というのは、家庭の問題でもありません。家庭の状況が、いろいろあるとは思いますが、行政として責任を持たなければならない部分については、しっかりとやってほしいし、やるべきだと思います。しかし、例えば、家庭が教育を放棄して、きちっとやるべきところを学童保育に任せっぱなしということは、箕面ではないですね。

子ども支援課長（南悦司君）： 学童保育室に、放課後、学校が終わって帰ってくる時は、子どもは「ただいま」と言う様にして、家庭環境と同じ部分としての位置づけで保育をしています。家庭の保育放棄の関係については、児童虐待の関係で一部、学童保育室で預かる部分はありますが、普通の学童保育というのは、共働き家庭などの子育て支援ということで実施しています。

委員（坂口一美君）：定数の拡大に伴って、障害児の受け入れも非常に多くなってくると思うのですが、条例の中で、障害児の受け入れの定数について定めがあるのか、受け入れる障害を持つお子さんについての対応を、定数を拡大したときどのように考えているのか教えていただきたいのですが。

子ども支援課長（南悦司君）：学童保育の申請の際、障害のある児童の場合には、障害の程度について、保護者の方々と実際のお子さんも含めて、事前に面接させていただいて、対応しています。1年生から6年生までを対応していますが、障害児の指導員の加配については、何人で対応するかということを含めて、その面接で社会福祉協議会とも協議しながら対応しています。予算的には、その障害児への加配という点をあらかじめ組んで対応しています。

委員（坂口一美君）：希望者があった場合に面接対応して、希望者は全員受け入れるというスタンスになっているということですね。

子ども支援課長（南悦司君）：はい。そのように対応しています。

委員長（小川修一君）：この件に関しまして、他に意見等はありませんか。

委員長（小川修一君）：ないようですので、議案第42号を採決します。本件を原案どおり可決することに異議はありませんか。

（"異議なし"の声あり）

委員長（小川修一君）：異議なしと認めます。よって、本件は原案どおり可決されました。

委員長（小川修一君）：次に、日程第4、議案第43号「箕面市重度障害児看護師補助金交付要綱廃止の件」を議題とします。議案の朗読を省略し、提案理由を教育推進部人権教育課長に求めます。

人権教育課長（笹川実千代君）：本件は、平成18年5月に大阪府が施行いたしました、市町村医療的ケア体制整備補助金交付要綱に基づいて、これは、医療的ケアを要する児童生徒の市町村立小学校及び中学校の就学の機会を拡充し、より安全な学校生活や教育活動を補償することなど、教育諸条件の充実を図ることを目的として施行されました。これに基づき、箕面市重度障害児看護師補助金交付要綱を廃止するものです。

委員長（小川修一君）：大阪府の補助金交付要綱の施行に伴う、措置ですね。この件に関して、何か意見、質問はありませんか。

委員（白石裕君）：小学校、中学校の児童生徒で、看護師にお手伝いいただくことについて、箕面市が決めていたということですね。これが、大阪府教育長の通知で、今まで箕面市単独でやっていたものが、

府下の全市町村対象になるわけですね。箕面市がやってきた事業がこれによって、もっと条件がよくなるのですか。

人権教育課長（笹川実千代君）：今まで、それぞれの市町村の中で医療的ケアが必要な児童生徒についての入学、就学について検討され、箕面ではそういう措置をしてきたのですが、やはり大阪府全体が必要であるという認識の基にそういう制度ができました。これは各市町村が、看護師を雇用することについての補助金です。本年度については、一つの学校につき166万円を上限とし、その半額を補助するものです。箕面市の場合は、二つの小学校に対象児童がいますので、その2校分の申請をしています。

委員（白石裕君）：一校につき166万円と説明がありましたが、補助金というのは、箕面市が誰に対して、補助金を出していたのでしょうか。大阪府になった場合、大阪府が補助金の負担を誰に対して、行うのでしょうか。

教育推進部次長（前田健君）：最初に、要綱の内容を簡単に申し上げますと、箕面市の要綱は、医療的ケアを必要とする児童生徒の保護者が看護師資格を持っておられる方と契約をされて、その方に学校にきていただき医療的ケアをしてもらう。そのときの2分の1を市が、2分の1を保護者が負担するという要綱になっています。けれども、昨年度は、たまたま、介助員の中に看護師資格の方を雇い入れさせてもらいまして、その方に医療的ケアをお願いした経緯がありまして、実質は、保護者負担はありませんでした。今回の大阪府の医療的ケア体制整備補助金要綱においては、医療的ケアの必要な子どもに対し、看護師を雇っている市町村に対して、報酬の2分の1の補助を大阪府が行うという制度でありまして、箕面市は現在、二人の児童がいますので、それについては大阪府も認めて、今回のような制度になっています。さきほど、条件がよくなったのかというご指摘については、看護師資格をもっておられる方を介助員として雇うという難しさはありますけれども、保護者負担の軽減となった点でいうと、非常に条件的によくなったと認識しています。なお、166万円というのは、府が1日の日当を8,300円と決めていまして、その内の2分の1を府が負担します。二人ですから最高限度が、166万円という数字になっているのですが、保護者の負担が少なくなっていること、併せて市の負担も若干軽減をされる様が変わったということです。

教育長（仲野公君）：更に補足をさせていただきますと、元々医療的ケアの必要な子どもについては、看護師資格を持った人でないとケアできないと医師法で決まっているわけです。国においては、そうした

医療的ケアの必要な子どもは、養護学校に通学してくださいという基本的な考え方がございます。大阪府下や、箕面市においては、医療的ケアが必要な子どもも、地域の学校で受け入れようと今まで取り組んできたわけです。ところが、医師法という縛りがありますので、看護師資格をもった職員を市が採用して、介護すればよいのですが、それを、箕面市が先んじて取り組みますと、またそのような子どもたちが、箕面市にたくさん通学するようになるという問題がありますので、なんとか保護者に支援をしようという点から、保護者が看護師資格を持った人を雇用して学校に行っていただく、その必要経費の2分の1を市が補助しますという制度を作ったのが、今廃止しようとしている要綱です。これが、平成15年度からスタートしたのですが、保護者が看護師資格を持った人を採用するとなると、雇用面や条件面などで、いろんな問題があり、もし、事故がおきても保護者の責任になるのではないかという課題がありましたので、この間、大阪府に、これを制度化してほしいと要望していきまして、その要望が今年度から認められて、大阪府で、市町村が採用した看護師の必要経費の2分の1は補助するという制度がやっと実ったのです。このことによって、保護者も市町村も安定して取り組めるということになりまして、保護者にとっても市町村にとっても非常にいい制度が実ったということなのです。

委員（白石裕君）： 養護学校に進学されることと、この問題は、関係があるわけですね。

教育長（仲野公君）： それは全国的な問題としてあります。

委員長（小川修一君）： 他に質問、意見はありませんか。

委員長（小川修一君）： ないようですので、議案第43号を採決します。本件を原案どおり可決することに異議はありませんか。

（“異議なし”の声あり）

委員長（小川修一君）： 異議なしと認めます。よって、本件は原案どおり可決されました。

委員長（小川修一君）： 次に、日程第5、議案第44号「箕面市教育委員会事務局職員の分限休職処分の件」を議題とします。議案の朗読を省略し、提案理由を教育推進部総務次長に求めます。

教育推進部総務次長（栗本忠夫君）： 本件は、箕面市教育委員会事務局職員の病気休暇取得に係る分限休職処分について、地方公務員法第28条第2項第1号の規定に該当し、分限休職辞令を発令するため提案するものです。

委員長（小川修一君）： この件について、質問、意見はありませんか。



委員長（小川修一君）： ないようですので、議案第44号を採決します。本件を原案どおり可決することに異議はありませんか。

（“異議なし”の声あり）

委員長（小川修一君）： 異議なしと認めます。よって、本件は原案どおり可決されました。

委員長（小川修一君）： 次に、日程第6、議案第45号「教育財産移管の件」を議題とします。議案の朗読を省略し、提案理由を生涯学習部中央生涯学習センター・西南公民館担当専任参事に求めます。

中央生涯学習センター・西南公民館担当専任参事（津田善寿君）： 本件は、現在、箕面交通安全協会が市役所第二別館で事務を行っていますが、第二別館は老朽化がひどく、公共施設配置構想に基づき、今年度末に施設の廃止をする予定です。よって、移転させる必要があるわけですが、移転場所は、箕面警察署に近いところが条件となり、中央生涯学習センター・中央図書館・メイプルホールの北側の駐輪場として使用している場所に、移転することが適切であるとのことから、教育財産の市長部局への移管の依頼が、箕面市長からなされたものです。駐輪場については、南側に移設することで施設の運営上支障がないものと判断し、今回、箕面市教育委員会教育長に対する事務委任規則第2条第1項第15号の規定に基づき提案するものです。

委員長（小川修一君）： この件について、質問、意見はありませんか。

委員長（小川修一君）： ないようですので、議案第45号を採決します。本件を原案どおり可決することに異議はありませんか。

（“異議なし”の声あり）

委員長（小川修一君）： 異議なしと認めます。よって、本件は原案どおり承認されました。

委員長（小川修一君）： 次に、日程第7、議案第46号「（仮称）水と緑の健康都市小中一貫校整備等事業特定事業契約締結要請の件」を議題とします。議案の朗読を省略し、提案理由を教育推進部教育政策課長に求めます。

教育政策課長（中野仁司君）： 本件は、水と緑の健康都市に平成20年4月に開校予定の小中一貫校の建設及び維持管理について、大阪府が立替施行同等措置として、PFIという手法により、建設し、箕面市が開校後の維持管理を行うことになっていまして、去る6月22日に大阪府が当該PFI事業者選定審査委員会の審査を経まして、PFI事業者落札者を決定いたしましたため、（仮称）水と緑の健康都市小中一貫校整備等事業特定事業契約の締結を市長に要請いたすものです。

委員長（小川修一君）： 小中一貫校という教育の推進についてのハ-

ドの面にあたる訳ですね。この件に関して、質問、意見はありませんか。

教育長（仲野公君）：今回PFIの方式によって契約をするということですが、契約の期間が、平成40年3月31日となっています。PFIの建設、学校の管理を含めて、今後のスケジュール等をお聞かせください。

教育政策課長（中野仁司君）：PFIのスケジュールですが、本日も議決を賜りましたら、議会に議案を提案させていただき、議決を経まして、10月にこの契約書の本契約をいたす予定です。その後、各契約の細部の調整を行いまして、来年の平成19年1月から建設工事に入りまして、平成20年2月、約12ヶ月と少しの間で学校を建設しまして、2月に引き渡しを受けて、平成20年4月に開校する予定です。PFIについては、建設と開校後の建物や設備の各種維持管理業務を併せて、箕面小中一貫校パートナーズ株式会社が行いまして、維持管理については、20年間です。よって、契約期間が40年までということになっています。

委員（白石裕君）：公立の小・中学校は、建物を建てる場合には、通常ですと、公立学校施設整備費国庫負担制度で、施設整備については、通常、2分の1か、3分の1の補助金が出ると思うが、箕面市立の小中一貫校なので、補助金が出るはずですが、それが入った予算となるのですか。この契約書にある金額は、箕面市が出す金額だと思うのですが。

教育政策課長（中野仁司君）：義務教育の国庫負担にかかる補助金ですが、三位一体の改革等により、大幅に中身が今、見直しをされているところです。今回、建設については、PFIということですが、その前提として、大阪府が箕面市に替わって建設する立替施行制度を活用して、PFIという形になっています。立替施行については、義務教育の補助金が一番有利、もっともたくさんの額がとれると従来なっていましたが、今回、補助金制度そのものが見直しになりまして、金額も含めて今、府教育委員会等を通じて、調整や情報の把握に努めているところです。補助金については、当然、市としても見込んでいまして、特定財源として活用できるものと考えていますが、金額等細部については、調整中です。

委員（白石裕君）：建てるについては、この補助金は、算定していないということですか。

教育政策課長（中野仁司君）：見込額としては、算定いたしております。

委員（白石裕君）：26億円という金額の中に入っているのですか。

教育政策課長（中野仁司君）：契約金額は、26億円ですが、実際に

支払いが生じますのは、平成20年以降になります。具体的には、平成20年度の当初予算に計上して、その時点で歳入に補助金として予算計上する予定です。

委員長（小川修一君）：この件については、ハードの面で取りあげていますが、同時に教育委員会としては、ソフト面を重視するべきだと思いますが、現在のところ、小中一貫校に関してのこれまでの取り組みや小中一貫教育をする趣旨、目論見を概括で結構ですから、現状のところで説明いただきたいと思うのですが。

学校教育課長（若狭周二君）：小中一貫校の趣旨ですが、大きく3点あります。一つは、「小中間の段差の解消」、スムーズな接続を求めます。もう一点は、「確かな学力の向上の推進」を図っていきます。もう一点は、「地域に開かれた学校」という3点が大きな目標であります。庁内会議において、小中一貫教育推進会議を立ち上げ、そこで校長先生他に集まっていたきながら、大まかな動きを決めています。カリキュラムについては、昨年度より小中一貫カリキュラム等検討チームを立ち上げ、あらゆる科目の見直しを図っています。とりわけ中期、小学校5年生、6年生と中学1年生の段階のカリキュラムの重なりや指導内容の重複を研究していただいています。他に、小学校における英語活動及び「ふるさと箕面」という地域に根ざしたテーマを設定し、研究に努めています。今後、平成20年度、（仮称）水と緑の健康都市小中一貫校の開校に向けまして、市内全域で小中一貫教育を進めていくという考えで今、教育委員会では、進めているところです。

委員長（小川修一君）：具体的な取り組みについて説明がありましたが、対象になっているのは、止々呂美小学校中学校と想定しているのですが、今の説明では、単に止々呂美にとどまらず、全市的にこれを取り組みたいという構想なのですね。それについての取り組みの具体的なスケジュール等はどのように考えておられますか。

学校教育課長（若狭周二君）：まず、小中一貫教育は、止々呂美小、中学校をパイロット校として、市内全域に広めていこうと考えています。そのスケジュールですが、現在、小中一貫教育ということで、昨日の教職員全体研修会において全教職員に向け、事務局から発信したところです。教職員の皆様の意識を変えるという認識を基に小中一貫カリキュラム等検討チームで教科内容の研究を、組織については、小中一貫校準備チームを設置して、小中一貫校の具体的なことを考えています。その二つの元締めとして、小中一貫教育推進会議を庁内に立ち上げまして、平成18年度以降各中学校区の小中一貫教育の推進がどうあるべきかを考えていきます。同時に国の動向もありますので、

平成20年度を目途に小中一貫校を開校しますが、全市的には、随時、小中一貫教育を導入するという考えで動いています。

委員長（小川修一君）：趣旨あるいは期待される事柄については、今日的な教育課題というものをクリアするひとつの大きな手だてだと、私は思いますので、是非市をあげて、教育委員会をあげてこの一貫校の実現に力を注ぎたいと思っています。我々教育委員会としては、このことを一つの全国に先駆けての取り組みと位置づけたいと思っています。

委員長（小川修一君）：他にこの件に関して、何か質問等はありませんか。

委員長（小川修一君）：ないようですので、議案第46号を採決します。本件を原案どおり可決することに異議はありませんか。

（“異議なし”の声あり）

委員長（小川修一君）：異議なしと認めます。よって、本件は原案どおり可決されました。

委員長（小川修一君）：次に、日程第8、報告第21号「平成18年第7回箕面市教育委員会定例会会議録の承認を求める件」を議題とします。議案の朗読を省略し、提案理由を教育推進部総務次長に求めます。

教育推進部総務次長（栗本忠夫君）：本件は、去る7月11日に開催されました第7回箕面市教育委員会定例会会議録を箕面市教育委員会会議規則第4条の規定により提案するものです。

委員長（小川修一君）：この件に関して、何か意見、質問はありませんか。

委員長（小川修一君）：ないようですので、報告第21号を採決します。本件を報告どおり承認することに異議はありませんか。

（“異議なし”の声あり）

委員長（小川修一君）：異議なしと認めます。よって、本件は報告どおり承認されました。

委員長（小川修一君）：次に日程第9、「教育長報告」を議題とします。教育長に報告をお願いします。

教育長（仲野公君）：（議案書39頁により報告）

《教育行政の課題等》

平成18年度大阪府都市教育長協議会夏季研修会及び定例会

7月28日にアウィーナ大阪で開催され、文部科学省と府教育委員会に対する要望内容を部門別に分かれて、それぞれ協議検討され、素案としてとりまとめられました。部門別については、輪番制となってお

り、箕面市は今回は、人権教育部分に入らせていただきました。ここでまとめられました内容を8月28日の次回夏季研修会で最終案として決定をされるという予定になっています。

#### 豊川北小学校の校庭の一部芝生化について

7月6日に校庭緑化委員会等地域の皆さんの協力のもと、5年生、6年生の児童とともに芝生の植栽を行いました。あれから一ヶ月が経過して、見事に順調に育っています。また、芝生とは別に、校舎のベランダにプランターを置き、アサガオを植えて、緑のカーテン、と称しているのですが、こちらも順調に育っていることを報告させていただきます。

#### 郷土資料館の移転について

7月29日にオープンの記念式典をいたしました。8月1日から市民のみなさんに一般開放しているのですが、現在のところ順調に来ていただいているということをご報告させていただきます。

#### ジュニアソフトボール大会について

8月5日の土曜日と6日の日曜日にかけて、市民野球場で開催しました。男子14チーム、女子5チームの参加のもと、炎天下でしたが、大した事故もなく、無事終了しましたことを報告させていただきます。

#### 教職員全体研修会について

8月7日にグリーンホールで開催しまして、止々呂美小学校、中学校の小中一貫校としての取り組みの説明、それと園田学園女子大学の野口教授を講師としてお招きして、小中一貫教育の目指すものと題し、ご講演いただきましたことを報告します。

委員長（小川修一君）： この件で何か、質問、意見はありませんか。

委員長（小川修一君）： ないようですので、以上をもちまして、本日の会議日程は終了しましたが、その他、教育行政に係る報告があれば、申出を受けますがいかがですか。

委員長（小川修一君）： ないようですので、本日の会議は全て終了し、付議された案件、議案6件、報告1件はすべて議了しました。これをもちまして、平成18年第8回箕面市教育委員会定例会を閉会とします。

（午前11時22分閉会）

以上のとおり会議の次第を記し、相違ないことをみとめたので、ここに

署名する。

箕面市教育委員会

委員長

小川 修一

委員

白石 裕